



滞納は許さない！

さらなる動産差し押さえを 実施します！！

税金は納期限内に納めましょう

納税は国民の義務であり、お預かりした税金は、町の財政を支える大きな根幹となるものです。

今年4月から郡内4町（益城、御船、嘉島、甲佐）と上益城地域振興局との合同による併任徴収が実施されることになり、さらに滞納者に対する動産差し押さえを強化することになりました。

今後も納税相談もなく、納税相談をされても約束を守らない方には、やむを得ず差し押さえ（家宅捜索を含む）の対象となりますので、何らかの事情で納税が難しい方は、必ず税務課納税係で納税相談をされるようお願いします。

夜間納税相談 毎週水曜日 午後5時15分～午後8時
休日納税相談 第3日曜日 午前9時～午後4時



搜索で押収される電化製品や現金



タイヤロックで差し押さえられたバイク

問い合わせ先

役場税務課納税係

☎ 286-3111 内線 143・144

水田農家の皆さんにお知らせです！

戸別所得補償モデル対策の 加入申請は6月30日まで

加入申請手続きは、水田農業推進協議会（役場農政課、JAかみましき第2営農センター）で受け付けています。お問い合わせください。



手続きについては…

「加入申請書」と「作付面積確認依頼書」を提出してください。

- 戸別所得補償モデル対策（自給率向上事業及び米のモデル事業）に加入するためには、配布しています「加入申請書」「作付面積確認依頼書」を6月30日までに提出してください。
紛失された方は、役場農政課で再発行できます。
- 調整水田等の不作付地がある方は、「改善計画書」を提出してください。
（米のモデル事業の対象者）

問い合わせ先 水田農業推進協議会 役場農政課 ☎ 286-3111 内線 242
 JAかみましき第2営農センター ☎ 286-9250
 九州農政局消費・安全部地域第一課 ☎ 378-3176
 九州農政局熊本統計・情報センター ☎ 214-9135